

シンポジウム「人と動物の共生する社会の実現に向けて～多頭飼育問題を考える～」のご報告

公害対策・環境保全委員会委員長 中村 和也

和歌山弁護士会主催のシンポジウム「人と動物の共生する社会の実現に向けて～多頭飼育問題を考える～」が令和6年10月18日に和歌山弁護士会館にて開催されました。

多頭飼育問題とは、多数の動物（ペット）を飼育しているなかで、適切な飼育管理ができないことにより、3つの影響（飼い主の生活状況の悪化、動物の状態の悪化、周辺的生活環境の悪化）のいずれか、もしくは複数が生じている状況のことをいいます。

つまり、動物（ペット）を、多数飼育すること自体が問題ではなく、飼育限度を超えるほど数が増えてしまって適切な飼育ができない状況になってしまう、ということが問題ということです。たとえば、当初はオスメス1頭ずつできちんと世話できていたが、その後に子を産んで、多数となってしまったために世話しきれなくなった、といったパターンがあります。

シンポジウムの主な内容は、①動物愛護法や環境省ガイドラインの概説、②多頭飼育問題の現場の実例紹介、③多頭飼育問題の現状と課題、④行政から見た多頭飼育問題、⑤パネルディスカッションでした。

①動物愛護法や環境省ガイドラインの概説では、公害対策・環境保全委員会委員長から、令和3年3月に環境省において策定された「人、動物、地域に向き合う多頭飼育対策ガイドライン～社会福祉と動物愛護管理の多機関連携に向けて～」や動物の愛護及び管理に関する法律についての説明がなされました。

動物愛護法において、動物虐待に対する罰則が定められていますが、故意に動物を傷つけることだけではなく、多頭飼育状態で適切な飼育ができていないことも動物虐待に当たる、ということが定められていること等の解説がなされました。

同ガイドラインにおいて、3つの影響と対策の3つの観点（飼い主の生活支援、動物の飼育状況、周辺的生活環境の改善）が重要であるとされていることの解説がなさ

れました。

②多頭飼育問題の現場の実例紹介では、和歌山市を拠点に現場で保護活動をされている動物福祉団体「城下町にゃんこの会」のメンバーの方から、にゃんこの会の活動内容や多頭飼育の現場の実例について講演いただきました。

城下町にゃんこの会で行っているTNR（野良猫に不妊手術を施して頭数を管理する活動）や譲渡会等の活動についてお話いただきました。

多頭飼育現場の実例として、多頭飼育の飼い主が急死して崩壊した事案、安易に猫にエサやりをし多数繁殖させている高齢の飼い主の事案、初めは2頭であった飼い猫が50頭以上にまで繁殖し飼い主が手に負えなくなった事案等が紹介されました。

多頭飼育問題への対策としては、不妊去勢手術の徹底が必須であり、金銭的支援も重要であるとお話がありました。

③多頭飼育問題の現状と課題では、動物虐待の防止等について活動をされているNPO法人どうぶつ弁護団の理事長である細川敦史弁護士、理事である岸本悟弁護士から、多頭飼育問題に関する法的な問題点や課題、今後の法改正の見込み、どうぶつ弁護団の活動内容の紹介等について講演いただきました。

岸本弁護士からは、どうぶつ弁護団の活動紹介として、動物虐待の情報提供窓口の設置、提供された情報に基づいて告発すべきかを検討、法人が自ら告発を行うこと、等のお話がありました。

細川弁護士からは、弁護士（会）が多頭飼育問題に取り組む意義、多頭飼育事案への対応としてはソフト路線とハード路線があること、動物愛護法25条に基づく行政処分を積極的に行うことの重要性、立法上の課題として動物の緊急一時保護制度等のお話がありました。

④行政から見た多頭飼育問題では、和歌山県の職員（環境生活部生活局生活衛生課食品衛生班）の方から、和歌山県の取り組み等について講演いただきました。

和歌山県における犬猫の收容数や殺処分数は「不幸な猫をなくすプロジェクト」等の効果もあり年々減少していること、多頭飼育問題の発端は近隣住民や飼い主と関わりのある福祉関係者からの通報であることが多いこと、現地調査や飼い主への指導、動物愛護センターでの引取り、飼い主が経済面や健康面などの問題を抱えている場合等は必要に応じて福祉部局との連携、日頃からの普及啓発等の取り組みを行っていることについてお話がありました。

⑤パネルディスカッションでは、「多頭飼育崩壊にならないように」をテーマに、多頭飼育問題に対して市民、地域住民、行政、専門家がそれぞれどのように取り組んでいくべきかを議論しました。

多頭飼育問題への対応を難しくしている点として、飼い主の生活困窮のため引取りや不妊去勢の手数料を支払えない、飼い主が動物の所有権を手放さない、多頭飼育に関する情報が入ってこない、飼い主とのコミュニケーションができない、対応する人員が不足している、飼い主から引き取った動物の健康状態や性質に問題があり譲渡が進まない、多頭飼育の状況を一時的に改善しても再発してしまう、等があることが分かりました。

予防、発見、発見後対応、再発防止の各段階において、飼い主だけでなく、行政の動物愛護部門と福祉部門、地域住民、専門家等が連携協力して対応し、問題解決する必要があるとの議論になりました。

公害対策・環境保全委員会では、これまで、公害問題、環境問題など、様々な問題に取り組んできましたが、実は動物愛護の問題に取り組み始めたのは、前回の地域猫に関するシンポジウムからになるので、ここ最近3、4年のことになります。

今回のシンポジウムによって、市民の皆様にも多頭飼育問題とは何かを知っていただくことで、動物愛護問題の普及啓発の一助になったのではないかと考えております。